

# 総合評価落札方式実施方針について

(令和6年4月改定)

美馬市

## 1. 改定内容について

### ・低入札工事に対する減点措置

一般競争入札総合評価落札方式による工事において、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約（以下「低入札」という。）した者に低入札1回ごとに同種工事で得点を減点（原則2点）するものとする。

### ・評価項目について（表彰に関する評価の取扱い）

平成30年度から本市で優良工事表彰制度を実施しており、総合評価落札方式で加点措置を実施するものとする。

なお、評価対象については、令和6年度以降の工事を対象に入札公告日の直近過去3か年度において、美馬市で行われた優良工事表彰の被表彰者で、受賞した工事と建設工事の種類が同じものに2得点を加算するものとする。

## 2. 適用時期について

### ・低入札工事に対する減点措置

令和6年4月1日以降に入札公告を行う案件

### ・評価項目について（表彰に関する評価の取扱い）

令和8年4月1日以降に入札公告を行う案件

※経過措置として令和8年度は「令和7年度の優良工事表彰（令和6年度に完成した優良工事）」、令和9年度は「令和7年度及び令和8年度の優良工事表彰（令和6年度及び令和7年度に完成した優良工事）」が対象で、令和10年度から「直近過去3か年度」の優良工事表彰を対象とする。

美馬市企画総務部総務課  
入札契約担当  
電話 0883-52-1212